

別紙 1

下関市立しものせき水族館
指定管理者業務仕様書

令和 7 年 9 月

下関市観光スポーツ文化部観光施設課

目 次

1. 施設の概要
2. 本業務の基準
3. 本業務の範囲
4. 事業計画書等の提出
5. 事業報告等
6. 管理体制
7. 物品管理
8. リスク分担
9. その他留意事項

下関市立しものせき水族館指定管理者業務仕様書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

下関市立しものせき水族館

(2) 所在地

下関市あるかぼーと6番1号

(3) 管理施設

- ① 敷地面積 13,898.53㎡
- ② 建築面積 6,075.30㎡
- ③ 延床面積 14,464.38㎡
- ④ 構造 鉄筋コンクリート造地上4階、地下1階建
- ⑤ 施設内容 ※◎は無料観覧区域

1階及び 地下1階	◎小松★ワローホール（シロナガスクジラ全身骨格標本展示）、ノルウェーコーナー、キッズコーナー、オープンラボ、売店エリア、レストランエリア イベントホール、亜南極水槽（亜南極ペンギン）等
2階 屋外	エントランスホール、サンゴ礁エリア、熱帯雨林エリア、干潟エリア、ゴマフアザラシエリア、スナメリエリア フンボルトペンギン特別保護区、アシカ展示繁殖施設、イルカスタジアム及び観覧席等
3階 屋外	海中トンネル、関門海峡潮流水槽、フグ展示エリア、木屋川水系エリア タッチングプール、休憩エリア等
4階	関門海峡潮流水槽等

(4) 管理物品

下関市が管理する備品台帳に記載する物品（※無償貸与。詳細については、後日配布。）

2. 本業務の基準

(1) 水族館の維持管理に関する業務の基準

- ① 水族館の設置目的が十分に達成されるよう、適切な管理を行うこと。
- ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づき、建築物や建築設備を定期的に検査するとともに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条に規定される特定建築物として、政令で定める基準に従って水族館の維持管理を行うこと。
- ③ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「エネルギー法」という。）に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定施設であり、エネルギー管理員を選任し、適切なエネルギー管理を施す必要があるため、エネルギー管理者を選任するとともに、以下の事項について遵守すること。
 - ・水族館のエネルギーの使用の合理化を組織的に図ること。
 - ・エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視を行うこと。
 - ・エネルギーの合理化に関する設備の維持に関すること。
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第36条に定める報告書に係る書類の作成及びエネルギー法第162条第3項に定める報告に係る書類を作成すること。
 - ・エネルギー管理員のエネルギー管理講習修了番号、職名及び氏名について下関市に書面により提出すること。
 - ・エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の結果について下関市に報告すること。
 - ・水族館の従業員は、エネルギー管理員がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならないこと。
 - ・エネルギー管理員に選任しようとする者が、エネルギー法第9条第1項各号に掲げる者であること及び現にエネルギー管理統括者等に選任されていないこと。
- ④ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙発生施設を有していることから、適正な管理を行うこと。
- ⑤ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるよう、適

正な運営に努めること。

- ⑥ 効率的な運営に努め、管理運営に係る経費の縮減を図ること。
- ⑦ 利用者が常に安全にかつ安心して、また、快適に水族館の利用ができるよう、適切な維持管理を行うこと。
- ⑧ 本業務を行う上で知り得た利用者の個人情報の保護、防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講じること。
- ⑨ 法その他関係法令（条例を含む。）、設置条例、設置条例施行規則を遵守すること。
- ⑩ 令和３年５月に下関市が宣言した「ゼロカーボンシティしものせき」に基づき、２０５０年脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策として、第３次下関市総合計画で掲げる主な取組「地域新電力事業の促進」「再生可能エネルギーの地産地消」「脱炭素の取組を通じた地域経済の活性化」を実現するため、水族館の電力は「株式会社海響みらい電力」からの需給とし、指定管理期間は海響みらい電力と長期継続契約を締結すること。

（２）水族館の資料の観覧に関する業務の基準

① 基本的な考え方

水族館は、公の施設であり、住民の福祉向上のための施設であることから、利用者が平等に利用できるよう努めること。

② 入場の制限

指定管理者は、設置条例第８条に基づき、入場の制限を行うことができる。

（３）水族館の運営企画に関する業務の基準

① 休館日

年中無休

ただし、指定管理者が水族館の保守その他の事由により必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の全部又は一部を休館することができる。

② 開館時間

午前９時３０分から午後５時３０分まで

（有料観覧区域への入場は午後５時まで）

なお、指定管理者はあらかじめ下関市の承認を得た上で、当該開館時間を変更することができる。

③ 観覧料

基本となる使用料は下記のとおりとし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは減免するものとする。詳細については、設置条例及び設置条例施行規則を参照のこと。

・観覧料

区分	観覧料 (1人1日につき)			年間観覧料 (1人1年につき)	
	個人	団体	市民	個人	市民
大人	2,500 円	2,200 円	1,000 円	5,000 円	2,000 円
小・中学生	1,200 円	900 円	450 円	2,400 円	900 円
幼児	500 円	400 円	200 円	1,000 円	400 円

※3歳未満の者は無料。

※団体は、20人以上の者で構成されている場合に適用。

※下関市民でない小学生・中学生・幼児を20人以上含む団体が学習目的で利用する場合は、小・中学生740円、幼児250円。

④ 水族館の利用促進に向けた取組み

広く市民及び観光客並びに旅行会社等への水族館の周知、施設利用の働きかけ等を行い、利用促進に積極的に取り組むこと。また、利用者の動向を把握し、積極的な営業を行うこと。

⑤ 展示の工夫等

- ・下関市の特色を生かした展示を継続すること。
- ・イルカショー等、生物の生態を活かしたプレゼンテーションの充実を図ること。
- ・展示物（生物を含む。）について常に見直しを行い、展示方法の工夫に努めること。
- ・利用者の満足度を高めるとともにリピーターを確保するため、常設展示に加えて定期的に特別展示を企画し、利用者に常に新鮮さを与えるよう努めること。

⑥ Wi-Fi環境整備

利用者の利便性向上のため、施設内にWi-Fi環境を整備すること。

⑦ 外国人観光客の対応業務

外国人観光客の対応として、タブレット端末の活用、外国語パンフレットコーナーの設置、外国語に堪能な職員の受付への配置等、外国人観光客へのサー

ビス提供に努めること。

3. 本業務の範囲

(1) 水族館の維持管理に関する業務の範囲

① 施設警備業務

- ・管理敷地内の巡回及び警備を行い、利用者及び施設の安全確保に努めること。
- ・開館時間外においても、火災、盗難、不法行為等を未然に防止するための対策を講じること。
- ・監視カメラ設備の安全かつ良好な作動状態の保持に努めるため、定期的な保守点検を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

② 施設清掃業務

- ・施設内を常に清潔に保つため、随時必要な清掃を実施し、施設の衛生環境保全に努めること。

③ 施設修繕業務

- ・利用者に安全かつ快適なサービスの提供ができるように施設及び物品の修繕を行うこと。
- ・指定管理者が執行する修繕は1件当たり1,000万円以内で、かつ1会計年度当たり3,000万円までとし、それを超える修繕はその都度、下関市と協議するものとします。
- ・金額の如何にかかわらず、火気を使用する等、危険な作業を伴う修繕を行う場合は、予め下関市と協議するものとします。

④ 塵芥収集運搬業務

- ・水族館において発生するごみを収集し、分別して適法に処理すること。
- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年条例198号）に基づく一般廃棄物の減量及び適法な処理を図ること。

⑤ 消防用設備保守点検業務

- ・消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて法定の期間ごとに点検を行うこと。
- ・機器点検は、消防用設備等の機能について、主に外観から、又は簡単な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類に応じ、点検すること。
- ・総合点検は、消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用

設備等を使用することにより、消防用設備等の種類等に応じ、点検すること。

- ・消防用設備等の種類及び点検回数は、次の表のとおり。

設備内容			機器点検	総合点検
名称	種類	数量		
自動火災報知設備	アナログ式感知器	607	年2回	年1回
	自動試験機能付差動式感知器	41		
	一般警戒	18		
屋内消火栓設備	屋内消火栓ポンプユニット	1	年2回	年1回
	消火補給水槽	1		
	消火水槽	1		
	易操作性1号屋内消火栓	26		
非常放送設備		1	年2回	年1回
誘導灯		92	年2回	—
粉末消火設備	移動式粉末消火器	5	年2回	年1回
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器	7	年2回	年1回
避難器具	緩降機	1	年2回	年1回
消火器	粉末消火器	68	年2回	—
防排煙設備	防火戸	17	年2回	年1回
	シャッター	12		
	防煙タレ壁	14		
	排煙口	22		
	排煙機	4		

⑥ 非常用自家発電設備保守点検

- ・対象設備：西芝電機株式会社製

非常用 750kVA ガスタービン発電設備 1台

- ・消防法に基づき、年1回の総合点検並びに6月以内ごとに1回の機器点検を

行うこと。

- ・地下タンクの点検については、3年に1回の気密試験を行うこと。

⑦ 樹木管理業務

- ・管理敷地内の樹木及び草花を適正に管理すること。（剪定、散水、害虫駆除、薬剤注入等）
- ・芝生地等の養生及び芝刈り等を適宜行うこと。

⑧ 昇降機及びエスカレーター保守点検業務

- ・対象設備：東芝エレベーター株式会社製

油圧エレベーター（H,P-0013-45m/分 2 停止）	1 基
油圧エレベーター（H,PF2250-45m/分 4 停止）	1 基
油圧エレベーター（H,P-0016-45m/分 3 停止）	1 基
エスカレーター（N-10 型 TA-S 4400mm）	1 基
エスカレーター（Y-10 型 TE-D05600mm）	1 基
小荷物専用昇降機（WF0500-18m/分 2 停止）	1 基
小荷物専用昇降機（WF0500-18m/分 4 停止）	1 基
小荷物専用昇降機（WF0200-45m/分 2 停止）	1 基
マシンルームレスエレベーター（P-0013-45m/分 2 停止）	1 基
マシンルームレスエレベーター（KP-0015-45m/分 3 停止）	1 基

- ・建築基準法に基づき定期検査を実施すること。
- ・クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に基づき定期的に自主検査を実施すること。
- ・対象設備に関する技術的ノウハウを有するメーカー系保守点検事業者によるフルメンテナンス契約により保守点検を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。（24時間遠隔監視、設備内との通話機能等）

⑨ スロープエスカレーター保守点検業務

- ・対象設備：住友重機械工業株式会社製 動く歩道（型式：1200 型）1 台
- ・建築基準法に基づき定期検査を実施すること。
- ・クレーン等安全規則に基づき定期的に自主検査を実施すること。
- ・対象設備に関する技術的ノウハウを有するメーカー系保守点検事業者により保守点検を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

⑩ ホイストクレーン保守点検業務

- ・対象設備：東洋ホイスト株式会社製 2.8t ホイストクレーン 1 台
- ・建築基準法に基づき定期検査を実施すること。
- ・クレーン等安全規則に基づき定期的に自主検査を実施すること。
- ・対象設備に関する技術的ノウハウを有するメーカー系保守点検事業者により保守点検を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

⑪ 海水熱源回収型スクルーヒートポンプ保守点検業務

- ・対象設備：株式会社神戸製鋼所製
海水熱源ヒートポンプ（型式：KHS1206WR） 1 台
- ・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づき定期検査を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

⑫ コンプレッサー法定点検整備業務

- ・対象設備：東亜潜水株式会社製 YS-55A 型 1 台
- ・高圧ガス保安法に基づき定期検査を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

⑬ ゴンドラ保守点検業務

- ・対象設備：サンセイ株式会社製 ワッシングゴンドラ SD201M 型 1 台
- ・ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）に基づき定期検査を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

⑭ 高圧受変電設備並びに直流電源設備保守点検業務

- ・対象設備：電気室に設置するキュービクル全て
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき定期検査を実施すること。
- ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。

⑮ 建築物の維持管理業務

- ・建築基準法第12条に基づく特定建築物の外観検査を3年に1回、定期的に実施すること。

⑯ 衛生的環境確保業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、適正に維持管理を行うこと。

- ・ 空気環境測定を2月以内ごとに1回、定期的に測定すること。
 - ・ 飲料水水質検査を「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法により、各項目について6月以内ごとに1回又は毎年測定期間中に1回行うこと。
 - ・ 遊離残留塩素の検査を7日以内ごとに1回行うこと。
 - ・ 貯水槽(受水槽52t)の清掃を1年以内ごとに1回行うこと。
 - ・ 排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回行うこと。
 - ・ ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除にかかる掃除を日常的に行うとともに、6月以内ごとに1回は統一的に掃除及び防除を行うこと。
- ⑰ 吸収式冷温水機・冷凍機保守点検業務
- ・ 対象設備：パナソニック製
 - 吸収冷温水機(機種名：QBW-CP240FG2) 2基
 - 吸収冷凍機(機種名：QA-HS75FL) 1基
 - ・ 安全かつ良好な作動状態の保持に努めるため、定期的な保守点検を実施すること。
 - ・ 異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。
- ⑱ 中央監視装置並びに自動制御装置保守点検業務
- ・ 対象設備：アズビル製
 - 中央監視装置、自動制御装置、飼育設備用自動制御装置
 - ・ 安全かつ良好な作動状態の保持に努めるため、定期的な保守点検を実施すること。
 - ・ 異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。
- ⑲ コージェネレーション設備保守点検業務
- ・ 対象設備：ヤンマー製(機種名：EP400G)
 - 400kW ガスエンジン発電装置 1台
 - ・ 安全かつ良好な作動状態の保持に努めるため、定期的な保守点検を実施すること。
 - ・ ガスエンジン運転により発生する熱を効果的に使用し、省エネに努めること。
 - ・ 異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。
- ⑳ 真空式温水ヒーター保守点検業務

- ・対象設備：昭和鉄工株式会社製 真空式温水ヒーター 1 台
(型式：SV-5004ECG-H バーナー型式：RG-70 200V)
 - ・安全かつ良好な作動状態の保持に努めるため、定期的な保守点検を実施すること。
 - ・異常や不具合発生時に即時対応できる体制を整備すること。
- ②① 自動ドア保守点検業務
- ・対象設備：ナブテスコ株式会社製 ナブコ自動ドア電気式 DS 型 2 4 台
 - ・対象設備の正常な作動状態を維持するため、開閉装置の保守点検を年 3 回以上実施すること。
- ②② 各種検査業務
- ・簡易専用水道について、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）に基づく検査を登録検査機関において 1 年以内ごとに 1 回受けること。
- ②③ 設備運転管理業務
- ②④ シロナガスクジラ全身骨格標本等保守点検業務
- ②⑤ 敷地の維持保全業務
- ②⑥ 付属設備、備品等保守点検業務
- ②⑦ 冷蔵機器及び冷凍機器管理業務
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 1 3 年法律第 6 4 号）及び関係諸規程に基づき、機器の点検、整備の記録作成・保存等を実施すること。
- ②⑧ 自家用電気工作物保安管理業務
- 設備概要
- ・設備容量 3, 9 5 0 k VA
 - ・最大電力 1, 4 6 5 k W
 - ・受電電圧 6, 6 0 0 V
- 非常用予備発電装置
- ・発電機定格容量 7 5 0 k VA
 - ・発電機定格電力 6, 6 0 0 V
 - ・台 数 1 台
 - ・原 動 機 の 種 類 ガスタービン
- 常用発電設備（コージェネレーション）
- ・発電機定格容量 4 0 0 k VA

- ・発電機定格電力 6, 600V
- ・台 数 1台
- ・原動機の種類 ガスエンジン

業務内容

- ・月次点検 需要設備（月1回）
発電所（月1回）
- ・年次点検（年1回）
- ・臨時点検、測定等（必要の都度）
- ・法令の定めによる申請、届出、報告等（必要の都度）

㊸ その他水族館の維持管理に必要な業務

（2）水族館の資料の観覧に関する業務の範囲

- ① 観覧券の発行等（有料観覧区域）※クレジットカード等の決済の対応を含む。
- ② 無料観覧区域の利用に対する対応
- ③ 市民確認業務
- ④ 入場の制限に関すること
- ⑤ 減免対象者の観覧及び説明等への対応
- ⑥ その他水族館の資料の観覧に必要な業務

（3）水族館の運営企画に関する業務の範囲

- ① 展示生物の適正な飼育管理及び収集
- ② 各種展示空間での解説並びに体験イベントの開発
- ③ 展示生物の調教訓練
- ④ 入館者確保のための営業活動
- ⑤ 来館者アンケート調査
- ⑥ 効率的かつ効果的な広報活動
- ⑦ その他水族館の運営企画に必要な業務

（4）その他の業務の範囲

- ① 下関市の観光振興に寄与する行事、イベント等への協力
- ② 水族館及び周辺で実施される行事、イベント等への協力
- ③ 施設案内や各種問い合わせ、要望、苦情及びトラブルへの対応
- ④ 水族館の付加価値を高めるためのボランティアの育成
- ⑤ シロナガスクジラ全身骨格標本の検査に伴うノルウェー北極圏大学博物館インスペクター招聘関連業務

4. 事業計画書等の提出

各年度の指定管理料は、業務内容等の変動を踏まえ、毎年度予算の範囲内で「年度協定」において定めるため、指定管理者は、各年度の事業計画書、収支予算書等を前年度の9月末までの間で下関市が指定した日までに下関市に提出すること。

5. 事業報告等

(1) 指定管理者は、毎年度末日の翌日から起算して60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、下関市に提出すること。

- ① 本業務の実施状況
- ② 水族館の利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ③ 自主事業の実施状況
- ④ 観覧料収入の実績及び管理経費の収支状況
- ⑤ 施設及び備品の維持管理状況
- ⑥ 事業計画書中の数値目標に対する達成率とその分析
- ⑦ 苦情及び事故並びにその対応状況に関する事項
- ⑧ その他指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(2) 指定管理者は、翌月の10日までに業務報告書（月報）を作成し、下関市に提出すること。

6. 管理体制

(1) 本業務について、総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して水族館を代表する管理責任者（館長に相当する職）を選任し、配置すること。

(2) 機械設備の保守管理、施設の清掃等その他施設の維持管理に必要な有資格者や経験者等適切な職員配置を行うとともに、各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 職員の配置及び勤務体制は、水族館の管理運営を円滑に行うことができるものとするとともに、利用者の要望に十分応えられるものとする。

(4) 職員の資質を高めるため、研修等を実施するとともに水族館の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

7. 物品管理

(1) 指定管理者が指定管理料又は利用料金で備品を購入するときは、あらかじめ下

関市長の承認を受けることとし、購入した備品は、原則として指定管理者の所有に属する。ただし、下関市が必要があると認めるときは、指定期間中又は指定期間終了後の当該備品の所有権について、下関市と指定管理者の協議により定めることとする。

- (2) 指定管理者は、下関市の所有に属する備品について備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく下関市長に報告すること。

8. リスク分担

下関市と指定管理者のリスク分担は、おおむね次の表のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定 管理者	分担 (協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの（人件費・物品費を含む。）		○	
資金調達 金利変動	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等の改廃 ※1	管理運営に直接影響する法令等の改廃			○
税制改正	消費税及び地方消費税の税率等の改正			○
	法人税、法人住民税の税率等の改正		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等の未 取得・未更新	市が取得すべきものによるもの	○		
	指定管理者が取得すべきものによるもの		○	

管理運営内容 の変更	市の施策による変更	○		
	指定管理者の発案による変更			○
市議会の議決 ※2	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中 断・中止・臨 時休館等	市に帰責事由があるもの（施設、設備、市の備品等の瑕疵、市による施設改修による臨時休館等）	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの（指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等）		○	
	指定管理者の提案による自主事業の運営		○	
	それ以外のもの			○
資料・展示品 の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○	
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
施設等の損傷	指定管理者が設置した設備、備品等		○	
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○		
	その他経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等		○ (負担限度付)	
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市及び指定管理者に帰責事由があるもの			○
	被害者、第三者等に帰責事由がある			

	もの			
周辺地域、住民、利用者等への対応	地域との協調		○	
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び利用者等からの要望への対応		○	
	それ以外のもの	○		
セキュリティ	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○	
申込要項の不備	申込要項の不備に基づくもの	○		
事業終了時の原状回復	指定期間の終了、指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用		○	
不可抗力 ※3	不可抗力による施設、設備、市の備品等の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○
	避難所その他災害拠点等の開設	○		

※1 法令等の改廃：法令等には、条例を含む。

※2 市議会の議決：このリスクは指定管理者ではなく指定管理候補者が負担する。

※3 不可抗力：異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の蔓延等

9. その他留意事項

(1) 再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託することは禁止する。

(2) 定期的な連絡調整

水族館及び指定管理者が抱える課題を共有し、解決を促進するために、指定管理者と下関市との間で、定期的に連絡調整の場を設けることとする。

(3) 業務報告の聴取等

下関市は、水族館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、本業務

及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがある。

- (4) 指定管理者の責めに帰すべき事由か否かに関わらず指定管理者が本業務を実施しないときは、本業務の未実施により負担しない費用相当分を指定管理料から減額することがある。

- (5) 監査委員による監査

法第199条第1項第7号の規定による下関市監査委員の監査及び下関市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成17年条例第369号）の規定による監査が行われることがあるので、これに誠実に対応すること。

- (6) 使用予約等の引継ぎ

令和8年3月31日以前において、既に使用申込のあった団体予約等の使用や実施が決定している企画商品等については、原則として引き継ぐこと。

- (7) 災害発生時の対応

災害等危機発生時には、指定管理者に協力を求めることがあるので、協力するよう努めること。

- (8) 障害者就労施設等への配慮

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を理解し、可能な限り、障害者就労施設等への発注について配慮すること。

- (9) 下関市の事業等への協力

下関市を代表する集客施設としての役割を十分認識の上、下関市が進める事業（以下、「市の事業等」という。）において、入館料の全部又は一部を減額して水族館の入館券を提供することが、市の事業等の円滑な推進や水族館の周知PR又は利用促進に寄与する場合には、当該入館券の提供について協力すること。

- (10) 協議

この仕様書に記載のない事項並びに業務の内容及び対応・処理について疑義が生じた場合は、下関市と協議すること。